

平成24年7月20日（金曜日）午後2時30分 開 議

●議事日程第1日 7月20日（金曜日）

第1 開 会

第2 会期の決定

第3 議案第10号 飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

第4 議案第11号 契約の締結（高機能消防指令センター総合整備工事）

第5 議案第12号 財産の取得（水槽付消防ポンプ自動車）

第6 議案第13号 財産の取得（高規格救急自動車）

第7 議員提出議案第1号 組合長の専決処分事項指定の改正

第8 署名議員の指名

第9 閉 会

●会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2 時 3 0 分 開会

○議長（兼本 鉄夫）

△開会

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成 2 4 年第 3 回飯塚地区消防組合議会臨時会を開会いたします。

△会期の決定

会期の決定を議題といたします。おはかりいたします。本臨時会の会期は、7 月 2 0 日、一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会は、7 月 2 0 日、一日と決定いたしました。

議案第 1 0 号飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

和田 消防長

◎消防長（和田 幸和）

議案第 1 0 号飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の提案理由をご説明いたします。

議案書の 1 ページをお開きください。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令平成 24 年総務省令第 17 号が公布され、電気自動車用の急速充電設備について、対象火気設備等の対象として追加するとともに、急速充電設備の特性等を踏まえて急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する条例の制定基準を新たに定めることに伴い、提出するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表で、ご説明いたします。

議案書 4 ページをお開きください。

第 11 条第 1 項の改正は、同条の次に新たに一条を加えるための文言の整理でございます。

次に、新たに第 1 1 条の 2 を加える改正は、電気を動力源とする自動車等に対する全出力 2 0 キロワット以上 5 0 キロワット未満の急速充電設備に関する位置、構造及び管理に関する基準を定めるものでございます。

第 1 2 条の改正につきましては、今回の改正によりまして参照条項が変更となったことによる文言の整理でございます。

附則第 1 項におきまして、この条例は、平成 2 4 年 1 2 月 1 日から施行することといたしております。

次に附則第2項は、経過措置を定めたもので、この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備のうち、改正後の飯塚地区消防組合火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しないことといたしております。

以上、提案理由の説明を終わります。ご審議のうえ、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（兼本 鉄夫）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号飯塚地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第11号契約の締結高機能消防指令センター総合整備工事を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

和田消防長

◎消防長（和田 幸和）

議案第11号契約の締結高機能指令センター総合整備工事について提案理由のご説明をいたします。

議案書の8ページをお開き願います。

本案は、高機能指令センター総合整備工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法96条第1項第5号及び飯塚地区消防組合議会の議決に付すべき契約に関する条例昭和45年飯塚地区消防組合条例第22号の規定に基づき、提出するものでございます。

契約の内容につきましては、4億9,192万5千円で、日本電気株式会社九州支店と工事請負契約を締結しようとするものでございます。

入札の方法は、条件付き一般競争入札で、5月29日に応札業者2社で入札を行いました。

なお、入札結果及び経過はお手元に配布いたしております議案資料のとおりでございます。

ご審議のうえ、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（兼本 鉄夫）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号契約の締結高機能消防指令センター総合整備工事を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第12号財産の取得水槽付消防ポンプ自動車を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

和田消防長

◎消防長（和田 幸和）

議案第12号財産の取得水槽付消防ポンプ自動車について提案理由をご説明いたします。

議案書の13ページをお開き願います。

本案は、稲築派出所に配置する水槽付消防ポンプ自動車を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び飯塚地区消防組合議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例昭和45年飯塚地区消防組合条例第21号第2条の規定に基づき提出するものでございます。

取得財産につきましては、水槽付消防ポンプ自動車1台を3,612万円で、愛知ポンプ工業株式会社から購入しようとするものでございます。

入札の方法は、指名競争入札で、5月29日に指名業者4社で入札を行っております。

なお、入札結果及び経過につきましてはお手元に配布いたしております議案資料のとおりでございます。

ご審議のうえ、ご議決賜われますようお願い申し上げます。

○議長（兼本 鉄夫）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号財産の取得水槽付消防ポンプ自動車を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議案第13号財産の取得高規格救急自動車を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

和田消防長

◎消防長(和田 幸和)

議案第13号財産の取得高規格救急自動車について提案理由をご説明いたします。

議案書の14ページをお開き願います。

本案は、山田消防署に配置する高規格救急自動車を取得するにあたり、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び飯塚地区消防組合議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例昭和45年飯塚地区消防組合条例第21号第2条の規定に基づき、提出するものでございます。

取得財産につきましては、高規格救急自動車1台を3,045万円で、福岡トヨタ自動車株式会社飯塚店から購入しようとするものでございます。

入札にあたり、当該高規格救急自動車がぎ装を必要とする特殊車両であるため、対応できる業者がトヨタ自動車と日産自動車の2社に限られることから今回その2社を指名したところ、日産自動車が入札を辞退したことにより、競争入札に付することが困難なため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づき随意契約といたしております。

ご審議のうえ、ご議決賜われますようお願い申し上げます。

○議長(兼本 鉄夫)

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第13号財産の取得高規格救急自動車を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、議員提出議案第1号組合長の専決処分事項指定の改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

梶原 議員

◎13番議員（梶原 健一）

こんにちは。議員提出議案第1号組合長の専決処分事項の指定の改正について提案理由の説明をいたします。

本案は、地方自治法第180条第1項規定に基づく組合長の専決処分事項指定を、交通事故に係る1件50万円以下の損害賠償の額を定めることから、法律上組合の義務に属する1件50万円以下の損害賠償（見舞金を含む）の額を定めること及びこれに伴う和解に関することに改正し、関係者との迅速な交渉及び解決を図るため提出するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（兼本 鉄夫）

提案理由の説明が終了しましたので質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。

討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第1号組合長の専決処分事項指定の改正を、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

次に、署名議員を指名いたします。

7番 藤 伸一議員 及び16番 八児雄二議員を指名いたします。

以上をもちまして、議事日程の全てを終了いたしましたので、平成24年第3回飯塚地区消防組合議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時42分 閉会

●出席及び欠席議員

(出席議員 18名)

1番 兼本 鉄夫	12番 小幡 俊之
2番 豊 一馬	13番 梶原 健一
3番 田中 秀哲	14番 上野 伸五
4番 天野 高行	15番 吉田 健一
5番 青柳 久善	16番 八児 雄二
7番 藤 伸一	17番 松延 隆俊
9番 宮原 由光	18番 坂平 末雄
10番 嶋田 尋美	19番 北富 敬三
11番 道祖 満	20番 吉永 雪男

(欠席議員 2名)

6番 森 裕治
8番 田中 政喜

●職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局書記	池永 昌直
〃	佐藤 康道
〃	脇坂 義信

●説明のため出席した者

組合長	齊藤 守史
副組合長	松岡 賛
副組合長	井上 利一
会計管理者	新井 俊孝
消防長	和田 幸和
総務課長	鬼丸 徳寿
予防課長	井原 眞次
警防課長	長野 文彦
指揮指令室長	高山 生爾
飯塚署副署長	大塚 正道
山田消防署長	吉松 信之
桂川消防署長	池田 政治
総務課会計係長	篠崎 太望
総務課会計係	和多 良